

役員報酬並びに退職金に関する規程

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（以下「法人」という）の定款第31条に基づき、常勤役員報酬及び退職金ならびに慰労金及び理事会参加旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

常勤役員とは、理事のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。

第2条 (報酬等の支給)

常勤役員職務遂行の対価として下記報酬を支給することができる。

- 1) 常勤役員に月額報酬を支給する。
- 2) 常勤役員に役員賞与を支給することができる。
- 3) 常勤役員退職に当り退職金を支給する。

第3条 (常勤役員月額報酬)

常勤役員月額報酬は、下記役員俸給表の内から社員総会で選出された報酬委員会(社員3名)の決議を得て支給する。

・役員俸給表 (円)

号	月額報酬	号	月額報酬
1	500,000	4	800,000
2	600,000	5	900,000
3	700,000	6	1,000,000

第4条 (常勤役員賞与)

常勤役員賞与は、社員総会の決議を得て支給することができる。

支給する場合は、毎年6月および12月に支給する。

第5条 (常勤役員退職金)

常勤役員退職金は、第6条に定める役員退職金算出基準で算出した金額の範囲内で、社員総会の決議を得て支給する。

第6条 (常勤役員退職金算出基準)

退職金額は次の算式によって算出する。

- 1) 退職金額 = 月額報酬 × 役員在任年数 × 功績倍率
- 2) 各役員別の功績倍率は、次の通りとする。

専務理事 1.0

常務理事 0.8

- 3) 月額報酬に変更がある場合は、夫々の月額報酬 × 在任年数 × 功績倍率で算出した退職金額を合計する。

第7条 (引当金)

前条の退職金は、毎会計年度、役員退職金引当金として一定額を積み立てる。第8条（常勤役員在任年数）

常勤役員在任年数は、1ヵ年を単位とする。但し、1ヵ年未満は、原則として1ヵ年に切り上げる。

第9条（功労加算金）

社員総会の決議により、特に功績顕著と認められる常勤役員に対しては、第6条により算出した金額にその2倍を超えない範囲で加算することができる。

第10条（特別減額）

社員総会の決議により、常勤役員のうち、在任中特に重大な損害を法人に与えた者に対しては、第6条により算出した金額を減額することができる。

第11条（懲戒解雇）

解任された常勤役員に対しては、原則として退職金を支給しない。

第12条（死亡役員に対する退職金）

死亡した常勤役員に対する退職金は、遺族に支給する。

第13条（慰労金）

理事および監事を通算10年以上勤めた役員（常勤役員を除く）を対象に、永年勤続表彰として慰労金を支給する。

2. 慰労金は一律10万円とし、同一人へは1回限り、退任時に支給する。

第14条（理事会参加旅費）

理事会参加時に、交通費実費および諸雑費として金3,000円支給する（常勤役員を除く）。

第15条（規程の制定・変更）

本規程の制定・変更は、社員総会の決議により行う。

第16条（補則）「

本規程の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

「施行」

2015年6月1日から施行する。

但し、第5条に定める常勤役員の退職金については、現常勤役員の就任時に遡って算出して支給する。

「改訂」

2019年6月1日